

## 北海道におけるNPO法の運用方針

平成17年5月20日  
北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

### (基本的な考え方)

平成10年12月に特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」という。)が施行されたことにより、文化や福祉、環境保全、まちづくりなどさまざまな分野で活動していた市民活動団体は、簡易、迅速な手続のもとで広く法人格を取得することができるようになった。

この結果、法人としての社会的信用が高まるとともに、構成員の行動や意識にも責任感が芽生えるなどといった市民が行う自由な社会貢献活動に大きなメリットが得られることとなった。

このような市民活動を取り巻く環境が整備されたことで、北海道においても、特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」という。)の設立認証数が年々増加し、各地で様々な活動が展開されるとともに、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっているところである。

しかしながら、法人数の増加に伴い、法人格取得の方法が比較的簡便な制度の濫用が懸念されているのも事実であり、今後、NPO法の理念を損なうような活動を行う団体が現れてくると、健全な社会貢献活動を行っている他のNPO法人全体に好ましくない影響を及ぼすこととなる。

このようなことから、道としては、内閣府が策定した「NPO法の運用方針(平成15年3月25日)」を基本とし、NPO法人の自主性と自律性を尊重し、その健全な発展を図るために、法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を認証時に適用する「認証基準」と法人運営時に適用する「監督基準」の2つに明確化し、より一層の透明性の確保を図ることを目的とした「北海道におけるNPO法の運用方針」を定めることとした。

## 法定要件適合性の一層の明確化について～認証基準、監督基準及びその考え方～

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層透明性を確保するため、運用上の判断基準を「認証基準」として示している。

なお、その判断にあたっては、収支規模だけでなく事業の実施回数や従事者の人数、期間など、その活動全般を見るといった総合的な視点で行うこととする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要があるが、法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査（以下「報告徴収等」という。）の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準を「報告徴収等の対象となり得る監督基準」と示している。

なお、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合については、その要因なども考慮することとする。

### 1 定款記載事項

認 証 基 準
法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

#### 【説明】

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、法第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）などを記載しなければならないとされている。

特に法人の目的や事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であることなどを判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

### 2 特定非営利活動に係る事業

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
<p>特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。</p> <p>ただし、この基準を満たすことができない特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。</p> <p>ただし、この基準を満たすことができない特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。</p>

#### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

また、「この基準を満たすことのできない特別な事情があると認められる場合」とは、次に示すような合理的な理由が存在する場合に限り、設立当初の事業年度を対象外とするなど考慮することとする。

- 認証基準においては、会員等がボランティアで事業に従事するため、人件費を要せず、相対的に事務所経費等の管理費の支出割合が高くなっている場合など。
- 報告徴収等の対象となり得る監督基準においては、設立初年度において、その期間の大半を準備期間に充てていたため、特定非営利活動に係る事業が実施できなかった場合など。

### 3 その他の事業

#### (1) 経営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。	その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。 ただし、この基準を満たすことができない特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

#### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。

従って、その他の事業の実施に当たっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならないこととなる。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも支障がない限り行われることが意図されているとはいえない。

また、報告徴収等の対象となり得る監督基準における「この基準を満たすことのできない特別な事情があると認められる場合」とは、例えば設立初年度において、事業期間が短く、物販の仕入れのみの実施だった等により、結果的に赤字を計上せざるを得ないといった場合に限り、設立初年度を対象外とすることなどをいう。

#### (2) 収益

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に繰り入れられていること。	その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に繰り入れていない場合。

#### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（法第5条第1項）とされている。従って、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に繰り入れることが必要である。

### 4 管理運営

認 証 基 準	報告徴収等の対象となり得る監督基準
管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。ただし、この基準を満たすことのできない、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。	管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

#### 【説明】

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、主たる目的の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。従って、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

また、認証基準における「この基準を満たすことのできない特別な事情があると認められる場合」とは、会員等がボランティアで事業に従事するため、人件費を要しないこととなり、相対的に事務所経費等の管理費の

支出割合が高くなっている場合など合理的な理由が存在する場合に限り、その事情を考慮することとする。

#### ○ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。

管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費などが挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

#### ○ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。

事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）などが挙げられる。

### 5 その他の認証事務の運用について

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。

なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所が変更されていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のないよう注意が必要である。